

植民地主義の暴力への想像力を鍛え直すために
——歴史意識の現在——
加藤 圭木（一橋大学）

歴史意識の現在

近代日本の侵略戦争と植民地支配に対する歴史修正主義が、影響力を拡大している。書店には「嫌韓本」が並び、歴史を歪曲する情報がネットにあふれ、安倍首相をはじめとした多くの政治家が日本の過去を美化する歴史認識を持っているのである。

こうした中で、今年 8 月 14 日に発表された安倍首相の「戦後 70 年談話」が発表された。この談話は、極めて多くの問題を抱えているが、ここでは、朝鮮植民地支配に関わる点に触れたい。同談話は「日露戦争は、植民地支配のもとにあった、多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけました」として、朝鮮植民地化政策が本格化した日露戦争に対して、肯定的な評価を与えている。そして、談話全体を通じて、朝鮮植民地化や植民地支配に対する批判的な認識は見られない。なお、同談話を作成するにあたって結成された安倍首相の私的諮問機関（21 世紀構想懇談会）は、報告書で、「1910 年から終戦までの 35 年間、日本による韓国の植民地統治は、1920 年代に一定の緩和もあり、経済成長も実現したが、1930 年代後半から過酷化した」との認識を示している。「過酷化」したのは一時期に過ぎないとした上で、経済成長の側面を強調するなど、植民地支配の暴力性を矮小化しようとする意図が感じられる。

また、歴史認識をめぐる、大きな焦点となっているのが、日本軍「慰安婦」（日本軍性奴隷制）問題である。以前から徐々に影響力を強めてきていた日本軍「慰安婦」問題に対するバッシングは、昨年 8 月に朝日新聞が日本軍「慰安婦」問題報道の一部に「誤報」があったとの検証記事を掲載したことをきっかけに、急速に拡大した。日本軍「慰安婦」は歴史的根拠がない、ねつ造であるといった言説が、まかり通っているのが、2015 年の日本社会の姿である。

こうした中で、私たちはどのように歴史と向き合っていけばよいのだろうか。本報告では、第一に朝鮮近現代史研究の立場から、植民地主義の暴力への想像力を鍛え直すための方法について検討してみたい。そして、第二に、日本軍「慰安婦」問題をめぐる裁判に対する考察を通じて、歴史と真摯に向き合う道について検討する。

植民地支配認識を鍛え直す

日本社会において、植民地主義の暴力に対する認識は極めて希薄であると考えられる。また、趣意書にあるように、「過去のことはもはや無関係」という意識も根強い。ここでは、植民地主義に対する認識を鍛え直すための方法を、以下二つにわけて、検討したい。

第一に、植民地支配責任論の視角である。近現代の歴史認識問題といえ、十五年

戦争期の問題、具体的には日本軍「慰安婦」問題や強制連行の問題などが、想起されやすい。そして、こうした問題は従来戦争責任という範疇において議論されてきた。しかし、それらは植民地支配のすべてではない。戦争責任という概念では把握しきれない様々な暴力に対する責任について、概念を定立していく必要がある。こうした問題意識から、近年唱えられているのが、植民地支配責任論である（板垣竜太「植民地支配責任を定立するために」中野敏男ほか編『継続する植民地主義』青弓社、2005年）。

ここで、戦争責任論では捉えきれない植民地支配の暴力の問題として、具体例を一つあげれば、植民地朝鮮における公害問題がある。浅野セメントや日窒財閥などの日本企業は植民地朝鮮において公害を引き起こしていたが、このことは今日に至るまでほとんど忘れられてきた（拙稿「朝鮮植民地支配と公害」『史海』61、2014年）。こうした問題に光を当て、その責任について議論していく際に、植民地支配責任論は有効であろう。

また、日本軍「慰安婦」問題をめぐって、戦時期における朝鮮人「慰安婦」動員の背景には、植民地支配による急速な貧困の拡大があったことを確認する必要がある（宋連玉「「慰安婦」問題から植民地世界の日常へ」歴史学研究会ほか編『「慰安婦」問題を／から考える』岩波書店、2014年）。単に戦争責任という枠組みだけでは、日本軍「慰安婦」に対して行使されていた暴力を総体として把握できず、植民地支配責任の視点が必要なのである。

第二に、「戦後日本」の植民地主義、あるいは、現在まで継続する植民地主義という視点である。中野敏男は、「民主主義」を標榜するこの体制〔戦後日本—加藤〕が、朝鮮半島の戦争状況＝南北分断という現実を踏み台にして在日朝鮮人への敵視政策を維持し、また彼らへの社会的差別を「正当化」しつづけている点から、戦後に継続する植民地主義を読み取っている（中野「東アジアで「戦後」を問うこと」中野ほか編前掲書）。また、鄭栄桓は、安倍政権の解釈改憲などの動きへの対抗の中で、「平和で民主的だった「戦後日本」が、安倍政権によって壊されようとしている」との認識が形成されていることに警鐘を鳴らし、「戦後日本」が朝鮮戦争やベトナム戦争に荷担しつづけてきた歴史を想起すべきだと主張している（鄭「「戦後日本」の戦争と「平和主義」」『歴史学研究』934、2015年）。このように、植民地主義の暴力の歴史を、敗戦以前に限定することなく、現在まで継続するものとして捉えていく必要があるだろう。

以上で見たように、十五年戦争期に限定することなく、植民地支配期全体、そして、「戦後」といわれる時代をも含めて、日本による植民地主義の暴力を批判的に検証するべきである。そうした作業が、歴史への想像力を鍛え直す上で重要な意味を持つと考える。

暴力の歴史と向き合うとは

侵略戦争や植民地支配による被害の問題に、私たちはどのように向き合うのか。日本軍「慰安婦」問題をめぐる裁判の経験から、このことを考えてみたい。

まず、とりあげたいのは、在日朝鮮人の日本軍「慰安婦」被害者の宋神道の裁判を支援した梁澄子の経験である。梁は、支援運動について、「国家による重大人権侵害の被害者が抱える闇は、通常の体験しかしたことのない者には、とうてい知り得ないものであることを知った。私たちの運動は「知り得ない」ということを「知る」ということから始まった。／とうてい「知り得ない」その闇の深さを認識しつつ、知ろうとする努力を怠らないこと……を固く心に決めて臨んできた」と振り返っている（在日の慰安婦裁判を支える会編『オレの心は負けてない』樹花舎、2007年）。この言葉は、私たちが過去の歴史と向き合う上で、重要なヒントを与えてくれるように思われる。

もう一つ紹介したいのは、私自身も支援運動に関わっている吉見義明の裁判である。吉見裁判は、2013年に当時衆院議員であった桜内文城が、吉見の日本軍「慰安婦」問題に関する著作を「ねつ造」として発言したことについて、謝罪と賠償を求めて提訴したものである。この裁判の意義は、吉見が「ねつ造」していないことを明確にし、日本社会で日本軍「慰安婦」問題に対する正確な認識を定着させることにある。吉見の議論は、すでに90年代半ばの段階で極めて実証性の高いものであったが、吉見はこの裁判をたたかうなかで、日本軍「慰安婦」制度の実態についてさらに検討を重ね、研究の精度を高めようとしている。吉見はいまだに加害の歴史の全容を解明できていないと考え、研究を継続しているのであろう。こうした吉見の姿勢から、私たちはいまだに加害の歴史のほんの一部しか知らないということ、学ぶことができるだろう。

以上から、私たちは被害の経験は容易に理解し得ないこと、そして、加害の歴史の一部しか私たちはまだ知らないということ、確認したい。私たちに求められているのは、そうした認識を前提にしながら、加害と被害の歴史を明らかにする作業を粘り強く続け、植民地主義の暴力への想像力を鍛え直していくことであろう。時間はかかるかも知れないが、そのことが、独善的な歴史認識を克服していくことにつながると思う。